

公共ライドシェアみえモデル実証事業業務委託  
企画提案コンペに関する質問及び回答

	質問項目	回答
1	<p>・企画提案コンペ参加仕様書、6 企画提案コンペの実施方法、(3) 提出を求める企画提案資料の内容</p> <p>「①企画提案書(任意様式) 11部(正本1部、写し10部)」に枚数制限はありますでしょうか。</p> <p>また、企画提案書はA4判の横向きで提出しても差し支えないでしょうか。用紙の向きについての指定がございましたらご教示ください。</p>	<p>企画提案書の枚数制限はありません。また、用紙の向きの指定もありませんので、A4判横向きで差し支えありません。</p> <p>なお、プレゼンテーション(ヒアリング)審査における企画提案書及び見積書による説明時間は15分以内に指定させていただく予定です。</p>
2	<p>・企画提案コンペ参加仕様書、6 企画提案コンペの実施方法、(3) 提出を求める企画提案資料の内容</p> <p>「①企画提案書(任意様式) 11部(正本1部、写し10部)」について、社名の記載可否について明記されておきませんが、企画提案書(任意様式)内に社名を記載しても差し支えないでしょうか。</p> <p>また、社名の記載可否は、提出する11部(正本1部、写し10部)とも同一の取扱いとなる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>企画提案書に社名を記載していただいて差し支えありません。</p> <p>提出していただく11部とも同一の取扱いとなります。</p>
3	<p>・企画提案コンペ参加仕様書、6 企画提案コンペの実施方法、(3) 提出を求める企画提案資料の内容、①企画提案書(任意様式) 11部(正本1部、写し10部) 及び ④参考資料11部(正本1部、写し10部)</p> <p>「④参考資料(正本1部、写し10部)」その他、企画提案に関する有効な資料とは下記I・IIとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>I 「①企画提案書 エ 業務の実施体制」に実績責任者や担当者等の資格を記載した場合の資格を証する資料</p>	<p>左記I・IIで問題ありません。</p> <p>提出していただく11部とも社名の記載に墨消し対応は不要となります。</p>

	質問項目	回答
	<p>Ⅱ 「①企画提案書 オ 過去実績」で記載した類似実績の実績を証する資料</p> <p>I・IIを指す場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出する11部(正本1部、写し10部)ともに社名の記載に墨消し対応は不要との認識でよろしいでしょうか。</li> <li>I・IIを指さない場合、</li> <li>・「①企画提案書 エ 業務の実施体制」に実績責任者や担当者等の資格を記載した場合の資格を証する資料、「①企画提案書 オ 過去実績」で記載した類似実績の実績を証する資料は提出不要との認識でよろしいでしょうか。</li> </ul> <p>また、具体的な参考資料の例をご教示いただけますでしょうか。</p>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>企画提案コンペ参加仕様書、6 企画提案コンペの実施方法、(5)プレゼンテーション(ヒアリング) 審査の実施</b></li> </ul> <p>① プレゼンテーションへの参加人数の制限はありますでしょうか。</p> <p>② 「スライド映写は使用できない」と記載がございますが、審査員には「紙の提案書が配布されている」との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、紙の提案書が配布される場合、「カラーで配布される」との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>① プレゼンテーションへの参加人数は3名以内に指定させていただく予定です。</p> <p>② お見込みのとおり、審査員には紙の提案書を配布します。配布資料については、提出していただく11部を使用しますので、カラーで印刷されたものを配布することになります。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>1号様式 企画提案コンペ参加資格確認申請書</b></li> </ul> <p>共同事業体として参加する場合、第1号様式に記載するのは、代表者の情報のみとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>若しくは、第4号様式(共同事業体協定書兼委任状)に記載する構成団体すべてについて、それぞれ第1号様式を提出する必要がありますでしょうか。</p>	<p>共同事業体で参加する場合、第1号様式は共同事業体名で記載のうえ提出していただく必要があります。添付していただく第4号様式の内容と一致するよう、第1号様式の住所や代表者情報等については、共同事業体を構成する団体のうち、代表となる団体の情報を記載してください。</p>

	質問項目	回答
6	<p>・ <b>第2号様式 委任状 及び 第4号様式 共同事業体協定書兼委任状</b></p> <p>共同事業体として参加する場合、代表者が本店の代表者以外の者（支店又は営業所等）で申請を行う場合で、三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者又は三重県電子調達システム（物件等）利用登録者であるものについては、第2号様式の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>若しくは、第4号様式に記載する構成団体のうち、本店の代表者以外の者（支店又は営業所等）が申請を行う場合で、三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者又は三重県電子調達システム（物件等）利用者登録者でないものについては、第2号様式の提出が必要になりますでしょうか。</p>	<p>共同事業体として参加する場合、代表者が本店の代表者以外の者で、三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者又は三重県電子調達システム（物件等）利用登録者であるものについては、第2号様式の提出は不要です。</p> <p>一方で、共同事業体の構成団体のうち、本店の代表者以外の者が申請等を行う団体で、三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者又は三重県電子調達システム（物件等）利用者登録者でない場合については、第2号様式の提出が必要になります。</p>
7	<p>・ <b>第1号様式 企画提案コンペ参加資格確認申請書 3. 添付書類</b></p> <p><b>第4号様式 共同事業体協定書兼委任状 及び 企画提案コンペ参加仕様書、6 企画提案コンペの実施方法、（3）提出を求める企画提案資料の内容 ⑤共同事業体協定書兼委任状（第4号様式）</b></p> <p>共同事業体で参加する場合、企画提案コンペ参加申込に提出が必要な書類、第1号様式の添付書類において、第4号様式の提出が求められており、企画提案コンペの実施方法においても、第4号様式の提出が求められております。下記①～③についてご教示ください。</p> <p>① 第1号様式 企画提案コンペ参加資格確認申請書 3. 添付書類に「※なお、4. 特記事項（1）又は（2）の登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は添付書類の提出を省略できるものとします。」との記載がございますが、【代表者】と【構成団体】のそれぞれが</p>	<p>①共同事業体で参加する場合、当該共同事業体における委任・受任関係を明確にする必要があるため、第4号様式については省略不可となります。</p> <p>②③同一のものとなるため、企画提案資料で提出する際は、参加申込み時の写しで差し支えありません。</p>

	質問項目	回答
	<p>“上記の省略できるもの”に当てはまる場合、参加申し込み時に第4号様式の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>② ①で参加申し込み時に第4号様式の提出が必要な場合、参加申し込み時と企画提案資料で提出する第4号様式は同一のものを提出する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③ 第4号様式 共同事業体協定書兼委任状の提出は写しを提出する認識でよろしいでしょうか。</p>	
8	<p>・企画提案コンペ参加仕様書、4 参加条件</p> <p>『(3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。</p> <p>(4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。』</p> <p>との記載がございますが、共同事業体で参加する場合、構成団体が三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者及び三重県電子調達システム(物件等)利用登録者ではない場合でも、代表者が三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者または三重県電子調達システム(物件等)利用登録者である場合本件の参加資格を有するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本案件については、三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者又は三重県電子調達システム(物件等)利用登録者ではない場合でも、企画提案コンペ参加仕様書の「4 参加条件」をすべて満たす者であれば参加することができます。</p> <p>そのため、共同事業体で参加する場合、代表者及び構成団体が三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者及び三重県電子調達システム(物件等)利用登録者ではない場合でも、企画提案コンペ参加仕様書の「4 参加条件」をすべて満たせば参加資格を有することとなります。</p>
9	<p>・システムの提供範囲について</p> <p>名張市において、既に導入済みの公共クラウドシェアとの連携は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

	質問項目	回答
10	<p>・ <b>実証運用の概要について</b></p> <p>名張市/紀宝町、それぞれで独立した配車アプリが必要でしょうか。それとも一つの配車アプリ上で、エリアをそれぞれ選べる、といったようなイメージでしょうか。</p>	<p>一つの配車アプリ上で、利用登録を行った名張市民と紀宝町民の対象エリアがそれぞれ分かれている、というイメージになります。</p>
11	<p>・ <b>実証運用の概要について</b></p> <p>それぞれで車両の一部をリース車両としていますが、リース契約は本件受託者がリース会社と契約締結をすると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
12	<p>・ <b>ドライバーの確保・委託料の支払いについて</b></p> <p>ドライバーの募集から採用、安全運転講習の実施、管理など、全て本件受託者の責において実施が必要でしょうか。</p>	<p>ドライバーの募集については、名張市、紀宝町、タクシー事業者等とも協力して実施することを想定しています。採用手続きや講習の実施、管理等については、業務委託仕様書に記載のとおり、受託者において実施をお願いします。</p>
13	<p>・ <b>ドライバーズアプリについて</b></p> <p>ドライバーアプリは、ドライバー個人のスマートフォンでアプリストアを通じてインストールするイメージでしょうか。タブレットを提供しての運用は問題ないでしょうか。</p>	<p>タブレットを提供しての運用で問題ありません。</p>
14	<p>・ <b>予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システム）について</b></p> <p>通行不可道路の設定について、ユーザによる設定ではなく、ナビシステム側の設定でもよいでしょうか。</p>	<p>システム側で通行不可道路設定ができ、ユーザー側に表示可能であれば問題ありません。</p>

	質問項目	回答
15	<p>・予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システム）について</p> <p>乗合及び貸切のいずれにも、単一のシステムで同時に配車可能な仕様であることについて貸切車両への配車とはどのような運行を指しますでしょうか。</p>	<p>本実証事業においては、タクシーの補完として公共ライドシェアを運行するため、基本的にタクシー同様、貸切車両での配車を想定しています。本実証事業後の県内自治体への展開時には、乗合にも対応できる配車システムであることが望ましいことから、左記の要件を求めているところです。</p>
16	<p>・予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システム）について</p> <p>距離別運賃設定及びゾーン制運賃設定についてゾーン制運賃設定とは、乗降ポイント運行時の各乗降地点の組み合わせによる料金設定を指しますでしょうか。</p>	<p>本実証事業においては、タクシーの補完として公共ライドシェアを運行するため、運送の対価については基本的に距離別運賃（タクシーと同額）のみの設定を想定しています。本実証事業後の県内自治体への展開時には、ゾーン制運賃にも対応できる配車システムであることが望ましいことから、左記の要件を求めているところです。</p>
17	<p>・予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システム）について</p> <p>電子又は紙の割引チケットへの対応機能について紙の割引チケットの運行イメージはタクシー降車時に利用者がドライバーにチケットを提示して、その場でドライバーが値引き操作するイメージでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
18	<p>・ユーザーアプリについて</p> <p>乗車人数及び乗車希望時間を任意に指定することができることについて管理者用webサイトで任意に変更することを想定しておりますでしょうか。</p>	<p>基本的にはユーザーアプリからの予約を基に配車依頼が発生する想定ですが、特記仕様書（3）④オのとおり、管理者 web サイト上で予約情報の登録、修正及び削除ができることをシステム要件として求めています。</p>
19	<p>・ユーザーアプリについて</p> <p>外国語表記（英語、韓国語及び中国語（簡体字）を必須とする）に対応について、段階的な実装でも問題ないでしょうか。（実証開始当初からでなくてもよいか）</p>	<p>問題ありません。</p>

	質問項目	回答
20	<p>・ <b>ドライバースアプリについて</b>            ドライバースアプリ：iOS及びAndroidの双方に対応についてiOS開発は必須でしょうか。</p>	<p>必須でお願いします。</p>
21	<p>・ <b>オペレーターツールについて</b>            ドライバーのシフト（稼働日時、車両、ドライバー名等）を登録できること。また、運行車両の予約状況、運行ルート及び位置情報を確認できること、とありますが運行ルートを確認する必要はございますでしょうか。            ※オンデマンド交通想定のため、運行ルートは都度変動するため</p>	<p>運行ルートについては、予約時点における一般的な経路として表示されるものが確認できれば問題ありません。</p>
22	<p>・ <b>オペレーターツールについて</b>            予約の一覧、車両ごとの運行予定、車両の位置及び利用登録者の情報をタブの切り替えにより速やかに確認できること            タブの切り替えではなく、リンククリックによる画面切り替えでも問題ないでしょうか。</p>	<p>各画面を同時に開くことができ、タブの切り替えと同様の操作が可能であれば、リンククリックによる画面切り替えでも問題ありません。</p>
23	<p>・ <b>オペレーターツールについて</b>            運行する車両及びドライバーシフトの登録、修正、削除ができること            ドライバースhiftの登録とはどのような意味合いを指しますでしょうか。</p>	<p>公共ライドシェアドライバーがシフト制で運転業務に従事する際の従事時間等の登録を想定しています。</p>
24	<p>・ <b>オペレーターツールについて</b>            オペレーターの操作記録及びシステムの動作記録が保存され、オペレーターツール上で確認できること            操作記録の閲覧参照はログファイルの参照でも問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>

	質問項目	回答
25	<p>・オペレーターツールについて</p> <p>利用者情報、乗降場所情報、予約情報、運行実績等の運行データを蓄積し、必要に応じてExcel、CSV等のファイル形式によりダウンロードできるレポート機能を有していることとありますが、CSV出力結果をEXCELで参照する方式でも問題ないでしょうか。</p>	問題ありません。
26	<p>・システム保守・運用に関わる要件について</p> <p>各職員の職務や職位に応じたアクセス制御を実施し、不正接続、情報漏えい、データ改ざんを防止する措置を執ること</p> <p>職務や職位によるアクセス制御とはどのような想定でしょうか。</p> <p>※オペレータ、自治体管理者等の想定か</p>	オペレーターや自治体職員の職務や職位に応じたアクセス制御を想定しています。
27	<p>・システム保守・運用に関わる要件について</p> <p>システム操作履歴等の各種ログを確実に記録すること</p> <p>操作ログは別ファイルによる保存、参照でも問題ないでしょうか。(調査が必要となった際に、都度解析する形は問題ないでしょうか)</p>	問題ありません。
28	<p>・システム操作研修に関わる要件について</p> <p>研修の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとし、研修内容について名張市及び紀宝町と十分に協議を行うものとすると思いますが、研修する環境については指定がありますでしょうか。</p>	研修環境についての指定はありませんが、研修にあたっては、研修計画を作成し、事前に名張市及び紀宝町の承認を得てください。

	質問項目	回答
29	<p>・実証運用の概要について</p> <p>公共ライドシェアの車両は運行時間の間は常に待機している状態という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>質問の背景: ドライバーアプリ=端末への通知で問題ないかの確認のため”</p>	<p>シフトが割り当てられたドライバーの自家用車及び専用車両については、運行時間中の待機をお願いする想定です。</p>
30	<p>・実証運用の概要について</p> <p>タクシー会社において、アプリ予約を受ける受けないは各タクシードライバーの判断で良いでしょうか。</p> <p>また、タクシー会社への優先権は〇〇分程度という時間的な優先権の解釈でよいでしょうか。</p>	<p>タクシー事業者における予約対応への可否については、各営業所に配備するタブレット上で判断していただく予定です。タクシー事業者によっては、タクシードライバーがタブレットによる判断を行うことは可能です。</p> <p>また、タクシー事業者への優先権はお見込みのとおり、時間的な優先権を想定しています。</p>
31	<p>・実証運用の概要について</p> <p>名張市の電子チケットとは、この方は500円で乗車可能な証明はアプリ上のものでしょうか。</p> <p>名張市においては、紙証明書ではなくアプリ証明書ということでしょうか。電話予約の方もいると思いますが、その場合の電池チケットはアプリで提示する形でしょうか。</p>	<p>本実証事業では、あらかじめ利用登録をされた方に限り予約ができる仕組みとし、公共ライドシェアの運送の対価については、予約時に事前に確定させる方式をとる予定です。</p> <p>そのため、名張市においては、利用者は原則アプリを使用して予約する際に、割引後の金額がアプリ上に表示されるとともに、配車するタクシー又は公共ライドシェアのドライバーも、利用者が割引対象であることを把握した上で運行する想定をしており、必ずしも割引対象者であることをアプリ上で証明する必要はないと考えています。</p>
32	<p>・実証運用の概要について</p> <p>紀宝町は電子チケットは、上記の名張市とは異なり、500円のチケットが紙かアプリかの違いだけということでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

	質問項目	回答
33	<p>・実証運用の概要について</p> <p>アプリ上でのクレジットカードは事前登録制でよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
34	<p>・実証運用の概要について</p> <p>コールセンターは県外の拠点で問題ないでしょうか。</p>	<p>コールセンターそのものは、県外に設置・運営されていても問題ありませんが、仕様書「5 委託内容」(4)①に記載している「運送の対価の管理・差額補填」の業務については、現金の取扱いが想定される紀宝町において、現地で行うことが望ましいと考えており、コールセンターと兼ねて設置・運用することを想定しています。</p>
35	<p>・実証運用の概要について</p> <p>仕様書「5 委託内容(3) 運行体制の構築・運用」において、公共ライドシェアに係るドライバーの募集・採用・業務委託契約、運行車両の確保・整備、ならびにタクシー事業者との運行管理委託契約について記載があります。</p> <p>本実証運行における公共ライドシェアのドライバーおよび車両の確保・運用について、受託者が直接ドライバーと委託契約を締結し、車両を確保する方法に限らず、運行管理を担うタクシー事業者等に対して、ドライバーの確保・管理および車両の確保・管理に係る業務を委託または再委託する形で提案することは可能でしょうか。</p> <p>また、その場合、仕様書に記載の「ドライバーに対する委託料」および「運行管理等に係る委託料」の範囲内で、タクシー事業者等への委託費として整理・計上することは可能でしょうか。</p>	<p>受託者との契約締結後、実証運行開始までの期間が限られている中、原則は仕様書に記載のとおり、受託者において公共ライドシェアドライバーの確保・管理及び車両の確保・管理をお願いします。ただし、地域の実情に応じて、タクシー事業者による確保・管理の方がより効率的である場合は、仕様書に記載の委託料の範囲内で受託者からタクシー事業者への提案を妨げるものではありません。</p>

	質問項目	回答
36	<p>・ <b>著作権について</b></p> <p>成果品のうち新規および二次的著作物の権利は委託者に譲渡、第三者に帰属される場合も受託者にて取得の上、委託者へ譲渡とありますが、こちらの著作権については検討・調整の余地はございますでしょうか。</p> <p>※既存プロダクト・既存SaaS・既存アルゴリズム等、受託者が従前より保有する知的財産は譲渡対象外とすることは可能なものでしょうか。</p>	<p>著作権に係る仕様は、本県の物品調達等における一般的な契約条項を記載しているため、仕様書「5 委託内容」(2)①ウなど、本実証事業における目的や委託内容が達成できる範囲内において、最優秀提案者との契約締結に向けた協議の中で検討・調整の余地はあると考えていただいて差し支えありません。</p>
37	<p>・ <b>ドライバーの確保・委託料の支払いについて</b></p> <p>地元募集支援は県、それとも市町になりますでしょうか。また、採用基準の決定主体は誰になりますでしょうか。</p>	<p>地元募集支援の主体及び採用基準の決定主体は市町になります。</p>
38	<p>・ <b>実証運用の概要について</b></p> <p>コールセンターの仕様書記載の20件/日は平均でしょうか、それとも最大でしょうか。</p> <p>予約だけでなく新規登録に関する問い合わせも込みでしょうか。</p> <p>また、運行に関するクレーム対応込みでしょうか。”</p>	<p>1日あたり平均20人(件)の予約受付の他に、新規登録の問い合わせや受付対応、クレーム対応も行っていただくことを想定しています。</p>
39	<p>・ <b>実証運用の概要について</b></p> <p>コールセンターは午前9時～午後17時とありますが、名張市では全日(土日祝を含む)、紀宝町では平日と土曜日(祝日含む)の同時間でしょうか</p>	<p>午前9時～午後5時まで開設するコールセンターについては、No.34の回答のとおり、紀宝町において設置・運営を想定しており、曜日は紀宝町の運行日に合わせ、平日と土曜日(祝日含む)を予定しています。</p>

	質問項目	回答
40	<p>・タクシー優先配車機能について</p> <p>タクシー事業者への配車可否確認において、回答待機時間（応答タイムアウト）の想定はありますでしょうか。</p>	<p>全国の実証・実装事例をふまえ、15分程度を想定していますが、最終的にはタクシー事業者等との協議により決定を行います。</p>
41	<p>・タクシー優先配車機能について</p> <p>複数のタクシー事業者が参画する場合、配車可否確認は以下のいずれを想定されていますでしょうか。</p> <p>※同時通知方式/順次通知方式/エリア優先通知/任意提案等</p>	<p>現時点では同時通知方式を想定していますが、最終的にはタクシー事業者等との協議により決定を行います。</p>
42	<p>・タクシー優先配車機能について</p> <p>タクシー配車確定後にタクシー側事情で対応不可となった場合の再配車フローについて想定があればご教示ください。</p>	<p>例えば対応不可タクシー事業者がタブレット上で配車キャンセルを行うと、それ以外のタクシー事業者に再配車の可否確認が行われるようなフローを想定しています。</p>
43	<p>・タクシー事業者について</p> <p>名張市・紀宝町それぞれにおいて、実証に参画予定のタクシー事業者は現時点で確定していますでしょうか。</p> <p>もし確定しているようであれば、参画予定のタクシー事業者数、および各事業者の配車システム環境（既存配車システムの有無等）について共有可能な情報があればご教示ください。</p>	<p>名張市、紀宝町ともに実証に参画するタクシー事業者は現時点で確定していません。</p> <p>なお、参画する可能性のあるタクシー事業者の中には配車システムやアプリを未導入の事業者もあります。</p>
44	<p>・システム仕様について</p> <p>特記仕様書に記載の外国語対応（英語・韓国語・中国語簡体字）は、今回の実証期間において必須要件でしょうか。それとも将来的な拡張要件でしょうか。</p>	<p>名張市及び紀宝町等との今後の協議において、本実証事業における外国語対応が必要とされれば実証期間中の対応をお願いします。その場合、No.19の回答のとおり、段階的な実装でも差し支えありません。</p>

	質問項目	回答
45	<p>・システム仕様について</p> <p>紙チケット利用時の運用フローについて想定をご教示ください。</p> <p>※ドライバーによる回収/タクシー事業者での管理/オペレーター確認/その他</p>	<p>ドライバーが回収し、割引後の運賃又は運送の対価により車内精算を行うことを想定しています。</p>
46	<p>・システム仕様について</p> <p>決済方法について、現金決済は今回実証における必須対応でしょうか。</p> <p>もしくは将来対応を見据えた考慮で良いでしょうか。”</p>	<p>今後の検討結果によっては、公共ライドシェアの運送の対価に係る決済方法として、現金決済を除くこともあり得ますが、紀宝町においては、現金決済も選択肢となる可能性が高いと想定しています。</p>
47	<p>・事業のKPI・評価について</p> <p>本実証における成功指標（KPI）があればご教示ください。</p> <p>※利用件数/稼働率/満足度/妊産婦利用率/タクシー優先配車成立率/公共ライドシェア利用率等</p>	<p>具体的な数値目標は掲げていませんが、利用件数（外出件数）や公共ライドシェアドライバーの確保数、満足度等の把握を通じて、事業効果を測定したいと考えています。</p>
48	<p>・事業のKPI・評価について</p> <p>KPI未達時に受託者側へ求められる責任範囲について想定があればご教示ください。</p>	<p>特に想定していません。</p>
49	<p>・横展開条件について</p> <p>仕様書記載の「県内自治体が月額利用料のみで利用できる」との条件について確認させてください。</p> <p>以下理解でよろしいでしょうか。</p> <p>① 初期導入費用は別途</p> <p>② 展開市町村での個別カスタマイズ費用は別途</p> <p>③ 月額は標準利用時のみ”</p>	<p>左記①②③のとおりで問題ありません。</p>

	質問項目	回答
50	<p>・横展開条件について</p> <p>県内横展開時の契約主体は各自治体個別契約でしょうか。</p> <p>それとも県としての広域調達を想定されていますでしょうか。</p>	<p>各自治体による個別契約を想定しています。</p>
51	<p>・企画提案コンペ参加仕様書に関して</p> <p>「6 企画提案コンペの実施方法」(3) 提出を求める企画提案資料の内容に関して2社の共同事業体での応募となる場合、③の提案事業者の概要書は2社分提出すればよろしいでしょうか。</p> <p>また⑤共同事業体協定書兼委任状(第4号様式)以外に提出必要な資料はございますでしょうか。</p>	<p>2社で構成する共同事業体で参加する場合、③提案事業者の概要書は2社分提出をお願いします。</p> <p>また、⑤共同事業体協定書兼委任状については、No.7の回答のとおり、参加申込み時の写しで差し支えなく、それ以外には特に追加で提出を求める資料はありません。</p>
52	<p>・企画提案コンペ参加仕様書に関して</p> <p>(5) プレゼンテーション(ヒアリング) 審査の実施について、プレゼンテーションの参加可能人数はどれぐらいでしょうか。</p> <p>またデモンストレーションは実施可能でしょうか。</p>	<p>プレゼンテーションへの参加人数は3名以内に指定させていただく予定です。</p> <p>また、事前のデモンストレーションについては、実施できませんのでご了承ください。</p>
53	<p>・仕様書に関して</p> <p>「4 実証運行の概要」タクシーとの共同運営について、具体的な役割(配車判断・配車不可と判断する基準・責任区分等)は貴県・名張市様・紀宝町様およびタクシー事業者様と協議の上で決定すればよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
54	<p>・仕様書に関して</p> <p>「4 実証運行の概要」名張市・紀宝町ともに運行管理はタクシー事業者様に業務委託予定となっておりますが、タクシー事業者様は何社参画予定でしょうか、また現時点で確定済みでしょうか。また各社の想定運行台数は何台でしょうか。</p>	<p>参画していただくタクシー事業者数及び各タクシー事業者の想定運行台数については、名張市、紀宝町ともに現時点で確定していませんが、それぞれ複数事業者が参画する想定をしています。</p>

	質問項目	回答
55	<p>・仕様書に関して</p> <p>「4 実証運行の概要」割引チケット発行主体・在庫管理は自治体様にて実施予定でしょうか。</p>	<p>割引チケットの発行主体及び在庫管理については、名張市及び紀宝町の指示の下、受託者において行っていただくことを想定しています。</p>
56	<p>・仕様書に関して</p> <p>「4 実証運行の概要」名張市においては、「割引を受けない利用者」は存在しないという理解で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
57	<p>・仕様書に関して</p> <p>「5 委託内容 (2) ③」コールセンターの運営時間外の予約はアプリケーションのみで可能という理解で良いでしょうか。またコールセンターの運営日（曜日）は運行日に沿った形でしょうか（休日も運営されますでしょうか）</p>	<p>コールセンターの運営時間外の予約はアプリケーションのみで可能とする運用を想定しています。</p> <p>また、コールセンターの運営日（曜日）については、No.39 の回答のとおり、紀宝町の運行日に合わせ、平日と土曜日（祝日含む）を予定しています。</p>
58	<p>・仕様書に関して</p> <p>「5 委託内容 (3) ②ア」ドライバー業務委託契約において、受託者は自治体様とドライバー間の契約事務の調整を行うのではなく、契約当事者となるという理解で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
59	<p>・仕様書に関して</p> <p>「5 委託内容 (3) ③」ドライバー所有の自家用車に加えてリース車両を準備する理由をご教示ください。</p>	<p>名張市においては、妊産婦等が安心して移動できるよう、チャイルドシートを設置した専用車両が必要であること、紀宝町においては、住民ドライバーの自家用車だけでは十分な供給量を確保できない場合に備えてリース車両を用意しておく必要があることが主な理由となります。</p>

	質問項目	回答
60	<p>・仕様書に関して</p> <p>「5(2)①ウ」新しい市町で利用いただく場合には地図・運行時間・運行仕様等の初期設定作業費用、関係者調整・利用者およびドライバー向け説明・広報支援に要する費用が必要となりますが、よろしいでしょうか。</p>	問題ありません。
61	<p>・仕様書に関して</p> <p>「8 成果品(1)」 「①タクシー優先配車システム一式」について、システムはクラウド型のため納入せず、サービスとして利用いただくものと考えておりますがよろしいでしょうか。</p>	問題ありません。
62	<p>・業務仕様書について</p> <p>(3) 運行体制の構築・運用について、ドライバー用の車載機数は受注者が用意する認識でよろしいでしょうか。またその場合、必要運行台数分でよろしいでしょうか。</p>	いずれもお見込みのとおりです。
63	<p>・特記仕様書に関して</p> <p>(2) ②において、「各車両は貸切で運行されるものとし」と記載があります。(3) ①コでは「乗合及び貸切のいずれにも、単一のシステムで同時に配車可能な仕様」とあります。本実証事業において、貸切及び乗合を単一のシステムで配車することが必要でしょうか。または、乗合は将来拡張予定でしょうか。</p>	No.15 の回答のとおり、本実証事業においては、タクシーの補完として公共ライドシェアを運行するため、基本的にタクシー同様、貸切車両での配車を想定しています。本実証事業後の県内自治体への展開時には、乗合にも対応できる配車システムであることが望ましいことから、左記の要件を求めているところです。
64	<p>・特記仕様書に関して</p> <p>(3) ②において、ユーザーアプリはネイティブアプリ前提でよろしいでしょうか。</p>	問題ありません。

	質問項目	回答
65	<p>・特記仕様書に関して</p> <p>(2)②において記載の隣接自治体までの運行は確定でよろしかったでしょうか。</p>	<p>隣接自治体までの運行については、今後、各市町の地域公共交通会議において協議が整えば可能となることから、現時点で確定しているわけではありませんが、実施に向けて調整を行っているところです。</p>
66	<p>・特記仕様書に関して</p> <p>今回想定されているの運行方式は、一般乗用旅客自動車運送事業でしょうか？または自家用有償型運行でしょうか？</p>	<p>本実証事業では、タクシーを優先的に配車し、タクシーを配車できない場合に公共ライドシェア（道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送）が補完する実証運行を行うため、運行方式についてはタクシーの補完としての公共ライドシェアをドアツードアで運行することを想定しており、そうした配車が可能なシステムの構築・運用をお願いするものです。</p>